

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引)</p> <p>第十三条の三 令第一条の七の三第六号に規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券（同条第五号に規定する譲渡制限のない海外発行証券をいう。以下この項並びに第十三条の七第九項及び第十項において同じ。）に関する次に掲げる事項とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)</p> <p>第十三条の七 (略)</p> <p>2 8 (略)</p> <p>9 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出した数は、当該売付け勧誘等により当該譲渡制限のない海外発行証券を取得し、かつ、現に所有する者の数とする。</p> <p>10 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券に関する次に掲げる事項とする。</p> <p>一 発行者の名称及び本店所在地</p> <p>(削る)</p>	<p>(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引)</p> <p>第十三条の三 令第一条の七の三第六号に規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券（同条第五号に規定する譲渡制限のない海外発行証券をいう。以下この項及び第十三条の七第九項において同じ。）に関する次に掲げる事項とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)</p> <p>第十三条の七 (略)</p> <p>2 8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>9 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券に関する次に掲げる事項とする。</p> <p>一 発行者の名称及び本店所在地</p> <p>二 銘柄</p>

二| 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

三| 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項（前二号に規定する事項を除く。）

三| 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

四| 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項（前三号に規定する事項を除く。）